

○豊山町都市計画審議会条例

昭和48年12月21日

条例第32号

改正 昭和61年3月28日条例第5号

平成7年12月22日条例第26号

平成12年3月31日条例第22号

平成26年12月16日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 町議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 3人以内

3 前項第1号につき任命される委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、前条の規定にかかわらず臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に、事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、産業建設部地域振興課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月28日条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月22日条例第26号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。